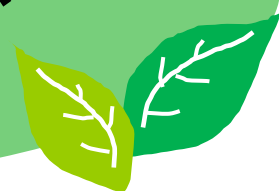


平成 30 年度 八女市社会福祉協議会 事業計画書



第 2 次地域福祉計画・第 2 次地域福祉活動計画 基本理念・基本目標

基本理念

心豊かに、共に支えあい、

安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女

- | | |
|--------|-----------------|
| 基本目標 1 | 相談しやすい雰囲気づくり |
| 基本目標 2 | 連携した支援ができる体制づくり |
| 基本目標 3 | 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり |
| 基本目標 4 | 社会参加の意識づくり |

平成30年度 事業計画書

基本方針

今日、少子高齢化や核家族化の進行、人口の減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しており、従来の高齢者・しょうがい者・子どもといった対象者ごとのニーズに対して専門的なサービスを提供する既存の縦割りのシステムには課題が生じています。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現、いわゆる「我が事・丸ごとの地域づくり」が提唱されたところです。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を一層進めていく必要があります。

本会では、社会福祉法人として組織のガバナンスの強化、透明性を確保したうえで、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築の実現のために、相談に来られた方等に対して「気づく・支える・繋ぐ」といった考え方で、丁寧に対応することを基本とし、生活困窮者等に対する相談支援及び地域貢献による福祉活動を推進します。

平成30年度が実施初年度となる「第2次八女市地域福祉計画・八女市地域福祉活動計画」を基本に事業を実施するとともに、基本理念である「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を実現するために、介護保険法の改正による新しい地域支援事業、特に生活支援体制整備事業について、各地域に配置した生活支援コーディネーターを中心として、アウトリーチを徹底し、相談支援体制の強化を図りながら、小地域福祉活動事業等の住民主体の基盤づくりを進めます。

さらに福祉教育を通して地域における生活支援ボランティア等の育成に努めるとともに、介護人材バンク事業や地域介護予防活動支援事業を通して、地域に必要な介護人材や介護予防活動実践者の育成に努めます。

これらの事業を実現するために、積極的に地域に出向き、市内にある各社会福祉法人、医療法人、NPO法人、支援事業所、行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員及び未来づくり協議会等関係機関との横断的な連携により事業を推進します。

1 重点目標（基盤整備）

- (1) 福祉の情報をわかりやすく適切に提供すると共に、福祉総合相談センターを充実し、相談に応じ地域に出向くなど、必要な人が気軽に相談できる体制を整えます。
- (2) 生活支援体制整備事業等により生活課題を把握し、関係機関との連携のもと、ニーズに対応した適切な支援に努めます。
- (3) 見守り活動やふれあいきいきサロンの支援等、住民参加による小地域福祉活動事業の推進と、地域の支えあいを基本とし、絆を深め孤立化を防ぐ地域づくりを推進します。
- (4) 福祉教育の推進及びボランティアの育成により、社会参加の意識づくりをすすめます。

2 実施計画

総務部門、地域福祉活動部門、在宅福祉・福祉施設事業部門、施設管理運営部門、その他の事務事業部門も含めて互いに連携を図りながら、各事業を進めるよう努めます。社協が推進する地域福祉活動の主体と場を住民と小地域に求め、住民の主體的な活動を支援し、日常生活圏域における相談から支援まで包括的な活動の展開をめざします。本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。

(1) 総務部門

ア 理事会

イ 評議員会

ウ 監査

エ 委員会

(ア) 福祉サービスに関する苦情解決委員会

(イ) 評議員選任・解任委員会

新規

(ウ) 事務改善委員会

新規

(エ) 経費削減委員会

オ 諸規程の整備

カ 人事、給与

キ 予算、決算及び経理

ク 財産の管理及び保全

ケ 職員の研修（全体研修、職種別研修、新任研修他）

(2) 地域福祉活動部門

① 広報啓発活動の充実

拡充

ア やめ社協だよりの発行（年11回）

4ページから6ページに増及び有識者と職員による広報編集会議の開催

イ 社協ホームページの活用

ウ 社協事業パンフレットの見直し

エ FM八女等メディアの活用

② 福祉総合相談センター事業

ア 本所・各支所に福祉総合相談センターの設置

イ 子どもから高齢者、しょうがい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の様々な相談対応及び関係機関との連携

ウ 地域包括支援センター、リーベル等関係機関との情報交換及び連携強化による相談支援体制の充実

(ア) 関係機関の研修会等への参加

③ 暮らしの相談事業の実施

変更

ア 心配ごと相談事業（支所エリア、月2回から1回へ変更）

相談件数の減少による開催回数の変更

イ 法律相談事業

ウ 司法書士相談事業

④ 生活支援体制整備事業の実施

- 拡充 ア 生活支援コーディネーターの配置
 - 第1層生活支援コーディネーターを1名配置
 - 第2層生活支援コーディネーターを6名から7名へ増員
- イ 地域包括支援センターとの連携
 - (ア) 小地域ケア会議への参加
 - (イ) 日常生活圏域ケア会議等への参加
- ウ アウトリーチによる生活課題、支援ニーズの把握
- 新規 エ 矢部村地域をモデルとした買い物支援の展開
- オ ボランティアセンターとの連携による生活支援シンポジウムの開催
- ⑤ 地域介護予防活動支援事業
 - ア 介護予防のための専門指導士の派遣
 - (ア) 健康運動指導士の派遣
 - (イ) 歯科衛生士の派遣
 - (ウ) 栄養士の派遣
 - (エ) 認知症予防指導士の派遣
 - イ 八女市及び生活支援コーディネーターとの連携による人材育成
- 拡充 (ア) 地域介護予防サポーター講座の開催
 - 介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防活動実践者の育成
 - (イ) 介護予防講演会の開催
 - (ウ) 地域介護予防サポーターの派遣
- ⑥ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）の推進
 - ア 専門員の配置
 - イ 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
 - ウ コーディネート機能の強化
 - エ 処遇困難ケースについて協議する「ケース会議」の開催
 - オ 生活支援員養成講座の開催
 - カ 生活支援員研修会及び連絡会の開催
- ⑦ 福祉資金貸付事業
 - 低所得者世帯、高齢者及びしょうがい者世帯等への資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更生を促進
 - ア 生活福祉資金貸付業務（県社協からの事務委託）
 - イ 福祉貸付金の貸付業務
 - ウ 法外援護資金貸付業務
 - エ 委員会の開催
 - (ア) 生活福祉資金調査委員会
 - (イ) 福祉資金貸付委員会
- ⑧ 家計相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）
- ⑨ 小地域福祉活動の推進
 - ア 小地域福祉活動の推進
 - (ア) 民生委員児童委員等との連携による福祉活動の推進
 - (イ) 民生委員児童委員連絡協議会及び主任児童委員部会定例会への参加

- (ウ) ふれあいいきいきサロン等地域の様々な場での情報提供
- (エ) 地区福祉のつどいの推進
 - 各地区福祉のつどい、福祉大会、福祉まつりへの参加協力
- イ 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり
 - (ア) 「福祉部会」(まちづくり団体等)
 - (イ) 「福祉ネットワーク推進委員会」(行政区、民生委員児童委員担当区等)
 - (ウ) 「福祉委員」(行政区等)
 - (エ) 「見守り連絡員」(隣近所等)
- 新規** ウ 地域懇談会の開催
 - 第2次地域福祉活動計画策定報告及び地域課題把握
- エ 要援護者等の個人情報に配慮しながら進める見守り活動等への支援
- ⑩ 社協会費(会員)・共同募金を活用した地域福祉活動の支援
- ⑪ 住民参加による地域福祉事業の推進
 - ア ふれあいいきいきサロン活動の支援
 - (ア) ふれあいいきいきサロン支援者養成講座の開催
 - (イ) ふれあいいきいきサロン運営費の助成及び立ち上げの支援
 - (ウ) 地区ふれあいいきいきサロン連絡会議及び交流会の開催
 - (エ) 生活支援コーディネーターとの連携による地域課題及び支援ニーズの把握、地域人材・資源の発掘
- ⑫ 住民参加による移動・外出支援の周知と推進
- 拡充** ア 福祉有償運送事業の実施
 - 運転ボランティアの確保及び育成
- イ 公共交通機関や乗り合いタクシー等の情報提供
- ⑬ 生活困窮者に対する相談支援事業
- 新規** ア 福祉生活支援室の設置
 - フードバンク事業をはじめとした、生活困窮者支援事業等の拠点施設の設置
- 拡充** イ フードバンク事業の実施
 - 市民への食品募集等、市民ベースのフードバンク事業の展開及びこども食堂支援
- 拡充** ウ 学習支援活動の支援
 - 八女市内の高校生等学習支援ボランティアのコーディネート
- 拡充** エ 不登校・ひきこもりに関する相談支援
 - 精神対話士等の支援者、傾聴ボランティア及び医療機関との連携による個別支援と居場所づくりの確保による社会参加の促進
- 拡充** オ 教育関係機関及び相談支援機関との連携
- 拡充** カ 社会福祉法人連絡会との連携による地域貢献事業の推進
- 拡充** キ ふくおかライフレスキュー事業への参加及び支援サポーターの配置
 - 支援サポーター連絡会の開催
- ク 法人後見支援事業及び市民後見人の検討
- ⑭ 災害ボランティアセンターの基盤整備
 - ア 災害時相互協力協定団体との連携及び連絡会の開催
 - イ 災害時相互協力協定団体との連携による八女地区総合防災訓練への参画

- ウ 福岡県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会との連携
- エ 災害ボランティアセンターマニュアルの見直し
- ⑮ 福祉教育活動の推進
 - ア 暮らしと福祉の講座の開催
 - イ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進
 - ウ 福祉体験学習・講座の支援（小・中・高等学校等）
- ⑯ 介護人材の発掘及び育成
 - ア 介護人材バンク事業
- ⑰ 当事者団体の組織化と活動の活性化
 - ア 在宅介護者の会活動への協力
 - イ 不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力
- ⑱ 各福祉事業（団体）の活動支援
 - ア 高齢者福祉事業の推進
 - （ア）老人クラブ活動への協力支援
 - （イ）ひとり暮らし高齢者の会（つどい）活動への協力支援
 - イ しょうがい者福祉事業の推進
 - （ア）身体障害者福祉協会への協力支援
 - （イ）福祉作業所への協力支援
 - （ウ）視覚障害者福祉協会活動への協力支援
 - （エ）聴覚しょうがい者協会への協力支援
 - （オ）精神障害者家族会への協力支援
 - （カ）当事者団体への協力支援
 - ウ 母子寡婦福祉事業の推進
 - （ア）母子寡婦福祉会活動への協力支援
 - （イ）母子・父子ふれあい事業への協力支援
 - エ 青少年健全育成事業や児童福祉活動への協力
 - （ア）子ども会事業への協力支援
 - （イ）青少年健全育成事業への協力
 - オ その他の福祉活動への協力支援
 - （ア）保護司会への活動支援
 - （イ）遺族連合会活動への協力
- ⑲ 八女市合同金婚式事業の実施
- ⑳ 世代間交流事業の実施
 - ア 福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による世代間交流事業の実施
- ㉑ ボランティアセンター活動推進事業
 - ア 広報啓発活動の充実
 - イ ボランティアセンターの運営強化
 - ウ ボランティアの育成
 - （ア）点訳活動推進の支援
 - （イ）手話活動推進の支援
 - （ウ）要約筆記ボランティア活動への支援

- (エ) 音訳ボランティア活動への支援
- (オ) 給食サービス等在宅福祉活動の支援
- (カ) 八女市ふれあいサロン支援者の会への支援
- (キ) ふれあいいいきサロン地域支援団体への支援
- (ク) 生きがいデイサービスボランティア活動への支援
- (ケ) 傾聴ボランティア活動への支援
- (コ) ボランティア連絡協議会活動への支援
- エ ボランティア登録の推進とボランティア保険の加入促進
- オ ボランティアコーディネート機能の強化
 - (ア) ボランティア活動についての相談、斡旋
 - (イ) 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備
- カ 各種ボランティア講座等の開催
 - (ア) ボランティア入門講座の開催
 - (イ) 傾聴ボランティア養成講座の開催
 - (ウ) ボランティア団体連絡会の開催
- キ 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援ボランティアの育成
 - (ア) 生活支援ボランティア活動の推進
 - (イ) 外出支援ボランティアの確保
 - (ウ) 住民参加型在宅福祉サービスの検討

(3) 在宅福祉・福祉施設事業部門

- ① 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 訪問介護事業・訪問型サービス事業（予防）の実施<立花支所>
 - イ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施<上陽支所・立花支所・矢部支所・星野支所>
 - ウ 介護予防通所型サービス事業（はつらつデイ事業）の実施<運営上陽支所>
 - エ 居宅介護支援事業の実施<黒木支所・立花支所・星野支所>
 - オ 特別養護老人ホーム事業の実施<矢部支所>
 - カ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施<矢部支所>
- ② しょうがい者福祉サービス事業<立花支所>
 - ア 居宅介護事業（訪問介護事業）の実施
- ③ 在宅福祉サービス事業
 - ア 生きがいデイサービス事業の実施<全支所>
 - イ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施<立花支所>
 - 変更 ウ 配食サービス事業の実施<上陽支所・立花支所・星野支所>
 - 民間参入による委託事業所（黒木）の事業移管にともなう変更
 - エ 学童保育所の運営<上陽支所>
 - オ シルバーハウジングL S A派遣事業の実施<矢部支所>
 - カ 利用者や家族の生活課題及び福祉課題の把握や解決のための生活支援コーディネーターとの連携
- ④ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営<矢部支所・星野支所>
- ⑤ 社会事業授産施設（授産所麻生園）の運営<星野支所>

- ア 生活保護法に基づく低所得者等対象施設
- イ 就労継続支援B型事業の実施
- 新規** ウ 授産所麻生園移転設置計画の推進
- 拡充** エ 新たな授産製品の開拓
- ⑤ 葬祭事業
 - ア 霊柩車の運行<黒木支所・矢部支所・星野支所>
 - イ 葬祭用品の販売、斡旋<矢部支所・星野支所>

(4) 施設管理運営部門

- ① 八女市社会福祉会館の運営<本所>
 - ア 貸室管理
- ② 八女市地域福祉センターの運営<上陽支所>
- ③ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営<黒木支所>
 - ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 直売コーナーの運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ④ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営<立花支所>
 - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 食堂事業、売店事業の運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ⑤ 八女市高齢者生活福祉センターの運営<矢部支所>
- ⑥ 特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営<矢部支所>
- ⑦ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営<星野支所>
 - ア 売店事業の運営
- 拡充** イ 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
- ウ 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理
- ⑧ 星野自給肥料供給施設の運営<星野支所>

(5) その他の事務事業部門

- ① 福岡県共同募金会八女市支会の運営
 - ア 八女市支会理事会・配分委員会の開催
 - イ 共同募金運動の実施
 - ウ 歳末たすけあい募金運動の実施
 - エ 八女市支会の運営事務
- ② 日本赤十字社八女市地区の運営
 - ア 八女市地区の会費（会員）募集活動
 - イ 八女市地区の運営事務
- ③ 八女市献血推進協議会の運営
 - ア 八女市献血推進協議会の開催
 - イ 献血（地域献血・職域献血・学域献血）の実施
 - ウ 八女市献血推進協議会の運営事務

資料

本支所毎の事業計画（再掲）

① 本所◆＝特色

- ◆ 福祉総合相談センターとして、市内の各機関と連携し、あらゆる相談に対応
- ◆ 八女市社会福祉会館とは別に、新たな拠点（福祉生活支援室）を設置し、フードバンク事業をはじめとした、生活困窮者支援事業等を実施
- ◆ 旧八女市地域の小地域ケア会議等に参画し、生活体制整備支援事業及び小地域福祉活動（福祉部会・福祉委員・福祉のつどい等）を推進
- ◆ 旧八女市地域担当の生活支援コーディネーターを2名配置
- ◆ ボランティアセンターとして、ボランティアのコーディネート及び育成を推進
- ア 福祉情報の発信源として、社協だよりの発行やホームページ等による啓発活動の推進
- イ 法人運営の拠点として、理事会・評議員会・監査他各種委員会を開催
- ウ 諸規程を整備し、法人のガバナンスの強化及び法人の透明性を確保
- エ 人事給与事務・経理事務・財産の管理及び保全業務

② 上陽支所◆＝特色

- ◆ 上陽支所のみ事業として、学童保育所の運営、はつらつデイ事業を実施
- ◆ 上陽町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ◆ 「上陽地区福祉のつどい」「温もりとほほえみのつどい」を開催
- ◆ 小地域福祉活動（福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員）の推進
- ◆ 上陽町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ア 八女市地域福祉センターの運営
 - （ア）入浴施設管理、貸室管理
- イ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施
- ウ 介護予防通所型サービス事業（はつらつ事業）の実施
- エ 生きがいデイサービス事業の実施
- オ 配食サービス事業の実施
- カ 学童保育所の運営

③ 黒木支所◆＝特色

- ◆ 福祉有償運送事業の実施（運転ボランティアの確保及び育成）
- ◆ 小地域福祉活動（福祉部会「福祉のつどい」・福祉ネットワーク推進委員会・ふれあいサロン・福祉委員・見守り連絡員）の推進
- ◆ 「黒木町社会福祉大会」（主催：実行委員会）を開催
- ◆ 黒木町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ◆ 黒木町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ア 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営
 - （ア）地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行

- (イ) 直売コーナーの運営
- (ウ) 入浴施設管理、貸室管理
- イ 居宅介護支援事業の実施
- ウ 生きがいデイサービス事業の実施
- エ 霊柩車の運行

④ 立花支所◆＝特色

- ◆ 訪問介護事業、しょうがい者居宅介護事業を実施するなど、在宅福祉サービス事業の多くを担う在宅福祉拠点支所
- ◆ 立花町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ◆ かがやきの利用促進を目的に「かがやきまつり」を開催
- ◆ 立花町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ア 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営
 - (ア) 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - (イ) 食堂事業・売店事業の運営
 - (ウ) 入浴施設管理、貸室管理
- イ 訪問介護事業・訪問型サービス事業（予防）の実施
- ウ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施
- エ 居宅介護支援事業の実施
- オ しょうがい者居宅介護事業（訪問介護事業）の実施
- カ 生きがいデイサービス事業の実施
- キ 配食サービス事業の実施
- ク 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施

⑤ 矢部支所◆＝特色

- ◆ 高齢者福祉施設の運営（特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター）
- ◆ 福祉有償運送の実施
- ◆ 地域交流事業「ふれあい田んぼ」「ふれあい広場」の開催
- ◆ 矢部村地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ◆ 矢部村地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ◆ 小地域福祉活動の推進
- 新規** ◆ 矢部村地域をモデルとした買い物支援の展開
 - ア 八女市高齢者生活福祉センター居住部門の運営
 - イ 特別養護老人ホーム事業の実施
 - ウ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施
 - エ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施
 - オ 生きがいデイサービス事業の実施
 - カ シルバーハウジングL S A派遣事業の実施
 - キ 霊柩車の運行
 - ク 葬祭事業の実施（葬祭用品の販売、斡旋）

⑥ 星野支所◆＝特色

- ◆ 社会事業授産施設（授産所麻生園）の運営、高齢者生活福祉センター居住部門の運営など多角的な施設運営
 - ◆ 星野村地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
 - ◆ 地域のボランティア団体の協力の元「福祉まつり&収穫祭」を開催
 - ◆ 星野村地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
 - ◆ 小地域福祉活動（福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員）の推進
- ア 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営

新規 (ア) 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行

- (イ) 売店事業の運営
- (ウ) 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理
- イ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施
- ウ 居宅介護支援事業の実施
- エ 生きがいデイサービス事業の実施
- オ 配食サービス事業の実施
- カ 外出支援サービス事業の実施
- キ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営
- ク 社会事業授産施設（授産所麻生園）の運営

- (ア) 生活保護法に基づく低所得者等対象施設
- (イ) 就労継続支援B型事業の実施

新規 (ウ) 授産所麻生園移転設置計画の推進

拡充 (エ) 新たな授産製品の開拓

- (オ) 霊柩車の運行
- (カ) 葬祭用品の販売

ケ 星野自給肥料供給施設の運営

★ 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置

エリア	(階 層)	配置数	配属先
八女市全域	(第1層)	1名	本 所
旧八女市地域	(第2層)	2名	本 所
上陽町地域	(第2層)	1名	上陽支所
黒木町地域	(第2層)	1名	黒木支所
立花町地域	(第2層)	1名	立花支所
矢部村地域	(第2層)	1名	矢部支所
星野村地域	(第2層)	1名	星野支所
計		8名	